

第110号議案

島根県県税条例の一部を改正する条例

島根県県税条例（昭和51年島根県条例第10号）の一部を次のように改正する。

附則第7項中「平成29年3月31日」を「平成34年3月31日」に、「の規定にかかわらず、100分の4」を「に規定する税率に100分の0.8を加算した率」に改める。

附則第8項中「法人のうち」を「前項の規定は、法人のうち」に、「法人税割額は、前項の規定を適用して計算した法人税割額から当該法人税割額に4分の0.8を乗じて計算した額に相当する額を控除した金額とする」を「法人税割については、適用しない」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。